

2026 年 2 月 5 日開催  
令和 7 年度第 5 回食品衛生基準審議会新開発食品調査部会  
における主な御意見

細胞培養食品（仮称）のガイドラインについて

- 今後、法の趣旨にのっとり、ガイドラインの役割や厳しさの程度を考慮して組み上げていくフェーズと理解。現状の細胞培養食品の議論は、食品衛生法第 13 条に基づく規格基準策定の前段階という理解であり、まずは、法的拘束力のない形で纏められるものとする。
- ガイドラインには、食品衛生法第 3 条を踏まえ、事業者が自らの責任において安全性を確保するという基本理念や、あくまでも現時点の科学的知見に基づくものであって、新たな科学的知見の集積に伴い必要な見直しが行われることを盛り込んでほしい。
- リスクミは重要な観点であり、消費者に情報提供されるべき情報については、具体的な内容が今後検討されるべき。

技術的事項について

- ガイドラインの第 4 「製造管理、品質管理によるリスク回避の方策」については、細胞の培養、分化、足場材料を用いる工程までが取り扱われ、その後の加工工程は第 5 「製品に関する総合考察」で言及される理解。なので、そのことが明確になるよう文言は調整する必要があると考える。
- 加工工程における細胞培養食品特有の懸念点・ハザード等はあまり想定されず、通常の食品と同様に管理されるものとする。
- 細胞培養食品（仮称）の製造において、どこからが食品衛生法上の加工工程であるか整理されるべき。培養行程中に使用される物質が遺伝子組換え技術を応用したものである場合の取扱い等もそれに応じて決まってくる。また、残留の有無や暴露量の考え方については丁寧に議論が必要。